

ピースツーリズム情報発信等実施業務基本仕様書

1 業務名

ピースツーリズム情報発信等実施業務

2 業務の目的

被爆80周年を契機に、広島や平和への関心が高まっている中で、市内の主要な平和関連施設等を巡るピースツーリズムをより活性化するため、潜在的ターゲット層である20代、30代などの若い年齢層や外国人観光客を対象に、①Instagramを活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施、②市内の平和関連施設等を巡り、平和を考える体験型周遊イベント等の開催、③インフルエンサーや記者等が市内の平和関連施設等を巡るモニターツアーの実施及び情報発信、④ピースツーリズムPR動画を活用した国内外の旅行者へ向けた情報発信に取り組み、ターゲット層が平和とは何かを考え、平和への思いを共有できる環境づくりを行うとともに、平和関連施設等への周遊促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要及びメインターゲット

(1) Instagramを活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施

ピースツーリズムの公式Instagramを活用したユーザー参加型のフォトコンテストを企画し、フォトコンテスト事務局の運営を行う。また、フォトコンテストのプロモーションとして、インフルエンサーによる投稿の実施やInstagram等による広告を行う。

(2) 体験型周遊イベント等の開催

市内の平和関連施設等を巡り、参加者自らが平和について考える体験型周遊イベントを開催する。また、ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）を複数回開催する。

(3) モニターツアーの実施及び情報発信

ターゲット層に影響力のあるインフルエンサーやメディアの記者等を招聘し、市内の平和関連施設等を巡るモニターツアーを実施する。モニターツアー実施後は、インフルエンサーや記者等が持つ各媒体で平和関連施設等の魅力を情報発信する。

(4) PR動画を活用した情報発信

発注者がG7広島サミットに合わせて作成したピースツーリズムPR動画を活用し、空港や街中の大型ビジョンやデジタルサイネージ、エアラインの機内広告等で国内外の旅行者へ向けた発信を行う。

本業務のターゲットは、主に20代、30代などの若い世代や外国人観光客とする。

5 業務内容

(1) Instagram を活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施

ア フォトコンテストの企画

以下の概要を基に Instagram を活用したユーザー参加型のフォトコンテストを企画・運営すること。なお、詳細は発注者と協議の上、決定すること。

(ア) 応募期間

令和7年7月下旬～令和7年10月下旬の3か月程度

(イ) 応募部門

2部門（部門イメージ：①「広島広域都市圏内の『平和』に関わるスポット」②「あなたにとっての『平和』」）

(ウ) 対象

日本在住者

(エ) 入賞賞品

1部門あたり8点以上準備し、入賞者に対して送付する。（1部門8点×2部門）

（例）1部門：特選1点、準特選2点、入選5点

また、副賞として、当該年度の入賞作品を掲載したA2サイズのカレンダー付ポスターを、応募部門ごとに1種類、計2種類作成の上、入賞者全員に送付する。

※ 賞品は総額15万円相当程度とする。

(オ) 備考

令和6年度実施の広島ピースツーリズムフォトコンテストの応募実績は約4,000件

イ フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

(ア) フォトコンテスト開催概要・応募要項・応募規約の作成

(イ) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理

(ウ) 入賞者に係る選定基準の作成

(エ) 賞品の選定、購入（賞品は発注者と協議の上で決定する）

(オ) フォトコンテストの応募作品数等の報告

(カ) 応募作品の入賞候補作品の選定（入賞作品は発注者において決定する）

(キ) 入賞者への賞品の発送及び到着確認

(ク) フォトコンテストに係る問い合わせ対応

(ケ) その他フォトコンテスト事務局の運営に必要な業務

ウ SNS 広告及びインフルエンサーの活用等によるプロモーションの実施

(ア) Instagram 等による広告の実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムの周知を図るため、Instagram 等による広告を実施すること。

実施にあたっては媒体に掲出する広告デザインを作成することとし、本市の観光素材の画像やイラストを使用し、ターゲットに訴求しやすいデザインとすること。

なお、掲出した広告のクリック数は3,000回以上を目標とすること。

(イ) インフルエンサーの活用によるプロモーションの実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムを広くPRするため、インフルエンサーを1名以

上起用すること。

起用したインフルエンサーの Instagram アカウントで、効果的な P R 投稿を 1 回以上行うこと。

- ・投稿日時：発注者と協議の上、決定すること。
- ・投稿回数：インフルエンサー 1 人あたり 1 回以上フィード投稿を行うこと。
- ・SNS 発信用に撮影した画像については、無償で 2 次利用可能とすること。
- ・選定するインフルエンサー、投稿内容等については発注者と協議の上で決定すること。

(ウ) フォトコンテストの告知用画像の作成

本市では、ピースツーリズムの W E B サイト上にフォトコンテストを紹介するランディングページ（日本語・英語）を制作することとしており、そのページの制作に当たり、フォトコンテストの W E B 用イメージ画像（メインビジュアル）を提供すること。

(2) 体験型周遊イベント等の開催

体験型周遊イベント等は、平和をテーマとして活動している各種団体等（以下、「各種団体等」という。）と積極的に連携して、来訪者に満足度の高い周遊コンテンツを提供するとともに、同取組を契機に、各種団体等のネットワーク構築が促進され、来訪者と市民が平和への思いを共有するピースツーリズムの機運が高まることを目指す。

ア 開催場所

広島市内とする。

ただし、今後の広島市内の平和関連施設等への周遊促進や、広島地域の魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、一部の体験型周遊イベント等を広島市外で実施する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

イ 開催時期及び開催回数

(ア) 体験型周遊イベント

本市が平和文化月間と定める 1 1 月中に 1 回以上開催すること。開催回数については、受託者の自由な提案による。

(イ) ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）

上記(ア)のイベントとは別に、ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）を複数回開催すること。（ただし、うち 1 回以上は発注者が発行する「[広島ピースツーリズムルートマップ](#)」で紹介する交通手段等を用いること。）開催時期及び開催回数については、受託者の自由な提案による。

ウ ガイド用バッジの作製

上記(イ)のガイドツアーでガイドが着用するバッジの作製を行うこと。デザインについては、発注者と協議の上決定し、1 回以上試作品を作製すること。

作製個数は 5 0 個程度とする。成果物のうち、ガイドが使用するもの以外は、発注者に納品し、発注者が自由に活用できるものとする。

エ 広報周知活動

体験型周遊イベント等への集客及び取組の周知を図るため、2 0 代、3 0 代などの若い世代や外国人観光客を中心に、SNS 等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこと。

オ 各種団体等との連携

各種団体等と連携して、体験型周遊イベント等の企画・運営を行うこと。

具体的な連携方法については、各種団体等のネットワーク構築が促進され、ピースツーリズムを盛り上げる機運の向上につながるものとする。

(3) モニターツアーの実施及び情報発信

ア モニターツアーの実施

(ア) 内容

インフルエンサーや記者等を招聘し、市内の平和関連施設等 5～7 か所程度を巡るモニターツアーを企画し、実施する。

(イ) 開催回数

モニターツアーの開催は、1 回以上とする。

(ウ) 参加者の招聘等

- ・ 参加者数は 3 名以上とする。参加者の内訳は、インフルエンサー 1 名以上、記者等 1 名以上とし、参加割合は問わない。

【例：インフルエンサー 2 名、記者等 1 名】

- ・ 参加者・媒体について、選定は受託者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

(エ) ツアー行程

市内の平和関連施設等 5～7 か所程度とする。移動は、安全に配慮した上で、効果的な手段を選択すること。

【市内の平和関連施設等の例：原爆ドーム、平和記念公園レストハウス、広島城、比治山公園 平和の丘、エディオンピースウイング広島、G 7 広島サミット記念館、世界平和記念聖堂等】

(オ) 交通費等

モニターツアーに伴う参加者の交通費、宿泊費、施設使用料等の一切の費用は受託者が負担する。

イ モニターツアー実施後の情報発信

(ア) 内容

モニターツアー実施後は、招聘したインフルエンサーによる Instagram への投稿や、記者等による情報発信の実施を確認し報告する。

(イ) 情報発信の回数及び方法等

- ・ 受託者は、モニターツアーの実施後、各参加者にツアーで訪れた平和関連施設等に関する内容を 1 回以上、情報発信させること。
- ・ 情報発信の際には、ツアーで訪れた平和関連施設等を 2 か所以上紹介すること。
- ・ インフルエンサーは、自身の Instagram アカウントに 1 回以上投稿すること。なお、Facebook 等の SNS を活用する場合は、発注者と協議の上実施すること。
- ・ 記者等は各媒体で 1 回以上情報発信すること。

(ウ) 情報発信に関する報告等

- ・ 受託者は、モニターツアーに関する情報発信を取りまとめること。
- ・ SNS や WEB 等は、情報発信の内容を A 4 サイズの報告書に取りまとめるとともに、画像や動画を DVD にまとめて提出することとし、雑誌や新聞等の紙媒体は、各 5 部ずつ原本

を提出すること。

- ・ 本事業により投稿された写真や動画、掲載された記事は、発注者が2次利用できるよう、参加者と調整すること。

(4) PR動画を活用した情報発信

発注者が令和5年度に作成したピースツーリズムPR動画を活用し、国内外の旅行者へ向けた発信を行う。

ア 情報発信する媒体は次のいずれかを含むこととし、発注者と協議の上、決定すること。

- (ア) 空港や観光関連施設、大都市圏の街中のデジタルサイネージ、大型ビジョン等
- (イ) エアラインの機内広告等
- (ウ) その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられる媒体

イ 情報発信の時期及び回数

情報発信の時期及び回数について提案し、発注者と協議の上、決定すること。

【参考】PR動画の仕様

秒数	30秒、ショート版15秒
言語	日本語（英語字幕）
形式	MP4形式、WMV9（Windows Media Video 形式）
画面アスペクト比	16：9

(5) 効果の検証

ア 業務の実施状況等について、取組の効果を検証した上で、その結果報告等を記載した業務実績報告書を提出すること。

イ 結果報告は、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図るため、行政が取り組むべきことへの提案を行うこと。

(6) その他の効果的な取組

より効果的となる独自提案は、発注者と協議の上決定すること。

(7) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打合わせは、業務着手時や各イベントや情報発信等（以下、「各イベント等」という。）の実施前のほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

イ 各イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ 本業務を実施するに当たり、施設や撮影場所の使用許可等の手続きについては、各施設や撮影場所の管理者に対し適切に、受託者自ら許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。

エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費として各イベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、各イベント等の充実のために使用するなど、ピースツーリズムの推進のために利用するよう努めるものとする。

- オ 各イベント等で水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者が自ら確保する。
- カ 各種団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- キ 関係者との調整、苦情対応等については、受託者の責任において行うこと。
- ク 本業務を実施するに当たり、必要に応じて傷害保険に加入させる等、受託者の責任において、有事の際の補償が行われるよう手配すること。
- ケ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- コ 本業務により制作された成果物や撮影した素材の著作権等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- サ 本業務において、「インフルエンサー」とは、Instagram のフォロワー数が 1 万人以上の者、「記者等」とは、雑誌やWEB、新聞の記者等、各媒体にて独自に情報発信できる者、「平和関連施設等」とは、資料館や美術館、被爆建物や被爆橋梁、被爆樹木、記念碑等の他、復興した姿を表すものや場所などをいう。

6 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、効果検証の結果、取組に基づいた分析、考察、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図るため、行政が取り組むべきことへの提案を記載した実績報告書を作成し、発注者に提出すること。

7 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。